

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていく為に必要なこと

## 高齢者の権利をみんなで守りましょう

健康福祉課・南部地域包括支援センターでは、高齢者の権利を守る取り組みをしています。

### ■防ごう！高齢者虐待

養護者（介護者）が介護により心身ともに疲労し、追い詰められていることが虐待の原因の一つとなっています。介護者だけで頑張り過ぎないことが虐待の防止につながります。

健康福祉課・南部地域包括支援センターでは、介護の負担やストレスを軽減するためのサービスを紹介したり、情報を提供したりします。

本人、養護者（介護者）、周囲の人からの高齢者虐待についての通報・相談を受けた場合、他の関係機関と連携して高齢者の権利を守ります。

法律では、虐待に気づいた人は市町村への通報義務が定められています。早期に発見し、専門機関が関わることで、虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待を発見したり、虐待があると思われる時は連絡して下さい。

※通報者が誰であるか等の個人情報 は守られます。

### ■防ごう！消費者被害

高齢の方を狙った悪質な金融・保険商品の電話勧誘・販売、健康商品の送り付け商法等、近年消費トラブルも多様化しています。あやしい電話があったり、身に覚えがない商品が届いたりした場合には、すぐにご相談下さい。

※健康福祉課・南部地域包括支援センター以外にも、専門の相談先があります。

### ●町民生活課（天萬庁舎内）

☎64・3781

### 【専門相談員来室日】

毎月第2火曜日

午前9時～12時

### ●消費生活センター

☎34・2648

◆認知症などにより判断能力の低下している方、将来的に心配な方を支援します

現在、認知症などで判断能力が低下して、財産の管理や日常生活上の契約などに不安のある方に対し、左記の制度を紹介したり、利用手続きの支援等を行ったりします。

### ◆日常生活自立支援事業

福祉サービス利用や日常的な金銭管理の援助など、本人の自己決定を支えるため支援をする事業です。

### 〈主な支援内容〉

- ・福祉サービスの利用援助
- ・サービスの情報提供や、手続き方法、利用についての助言
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・公共料金や家賃など、生活に必要な支払いや生活費等の預貯金の払い戻し、預け入れなどの支援を行う
- ・書類等預かりサービス
- ・預貯金通帳や権利証、実印など大切な書類を預かり、保管する

### ◆成年後見制度

本人に代わって契約や財産管理をする制度です。

### 〈主な支援内容〉

- ・財産管理
- ・年金や資産など本人に必要な支出を維持・管理
- ・身上監護
- ・入院・入所手続きや費用支払い、介護保険サービス利用手続き

### ◆任意後見制度

将来、認知症などにより判断能力が衰えた場合に備えて、あらかじめ代理人（任意後見人）を決めておくこともできます。

### 【問い合わせ先】

### ■健康福祉課

### ■南部地域包括支援センター

（健康管理センターすこやか内）

（どちらも）☎66・5524

